

防衛大臣
中 谷 元 様

北関東防衛局長
渡 邇 一 浩 様

横田基地対策に関する要望書

平成 27 年 8 月 5 日

瑞 穂 町
瑞穂町議会

横田基地対策に関する要望書

横田基地は日米安全保障条約に基づく在日米軍基地としての機能のほか、防空の中核となる航空自衛隊航空総隊司令部としての機能をもつ、国防上、極めて重要な基地であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次にわたる横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は基地総面積の3割強、217万1千平方メートルに及び、まちづくりの大きな阻害要因となっております。

特に、当町は滑走路の北側延長線上にあるため、地域住民は通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練及びヘリコプターの低空飛行等により、日夜騒音に悩まされ続けております。

また、町民は騒音被害のみならず、いつ起るともしけぬ航空機事故などに不安な毎日を送っておりますが、防衛施設の維持、運用には理解を示し協力しているところであります。改めて、当町がおかれている耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

記

1 軍民共用化反対について

町民は、横田基地が国防上重要な施設との認識の下、基地に起因する様々な障害に耐え忍んでおり、これ以上の騒音や事故による危険性の増大につながる軍民共用化には絶対反対である。

平成11年4月23日、石原慎太郎氏が東京都知事に就任し、米軍横田基地の軍民共用化が表明された。これに対し、瑞穂町議会では同年5月10日の臨時会において軍民共用絶対反対の決議を全会一致で採決し、それ以降、町とともに関係機関に対し要請してきた。

平成26年2月に就任した舛添要一氏は「地元の声を聞きながら」としながらも、東京都は共用化推進に取り組んでいる。

また、平成27年2月には、東京都商工会連合会を中心とした多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が発会した。

日米両政府は共同使用に関する適切な決定を行うとされているが、

期限とされた平成19年10月を過ぎても何ら結果が示されていない。万が一、軍民共用化を推進するならば、基地そのものに対する反対運動が予想されるので、飛行直下に位置する地元自治体の反対の意向を尊重した適切な決定を強く要望する。

2 住宅防音工事の拡充について

- (1) 区域指定告示後に建築した家屋の全てについて、防音工事の対象とされたい。また、離着陸だけでなく、瑞穂町上空での旋回訓練が恒常化している現状を踏まえた住宅防音区域の拡充を図られたい。
- (2) 防音工事対象区域の指定値を、騒音被害の実態及び地形等を十分に考慮し、70WECPNLに改正されたい。
- (3) 住宅防音工事の助成にあたり、現在の住宅の建築状況並びに地球温暖化防止への環境意識の高まりを考慮し、複層ガラス及び建具を基本仕様とするよう制度の改正を図られたい。
- (4) 平成18年度に終了した太陽光発電システムモニタリング事業について、いまだ調査、検討の段階に留まっている。住宅防音に伴う使用電力量を削減し、対象者の経費負担軽減と環境にやさしいエネルギーの導入を促進するため、一般家庭等における太陽光発電システムの設置を住宅防音工事事業に位置づける改正等を早急に図られたい。
- (5) 復旧工事について、希望届提出から工事実施までに長い時間を要し、住民に不便を強いている。特に空気調和機器については顕著である。この状況を改善するため、故障後即座に復旧可能となるよう補助制度の改善を図られたい。
- (6) 住宅防音工事を実施した住宅で、現在区域外となった住宅の防音部材の修繕については、通常の部品交換より高額になる分について、助成の対象とされたい。

3 補助事業における採択基準等について

過去の騒音被害により騒音防止事業並びに民生安定施設整備事業（防音助成）を受けた町立小中学校及び公共施設の防音機能復旧並びに空調機能の復旧工事に関しては、平成27年度事案は、騒音測定の結果が補助基準に達していないとの理由により4事案が不採択とされた。本年度要求したうちの3事案は採択されたが、1事案が同様の

状況にある。

米軍基地の運用は軍事上の理由から離発着の時間帯を知る術も無く、昨今の緊迫化している情勢からも、基地の機能や運用に何らの変化も無く、今後、米軍の運用上いつ機能の強化や運用の変更がなされるか予断を許さない状況である。

基地が人口の密集する地域に存在し、騒音のために施された防音工事及びそれに伴う附属設備の老朽化の機能復旧工事が、現行の騒音測定の結果のみの判断で不採択となることは、到底納得できるものではない。

本事業については、騒音レベル及び発生回数のみの基準の適用ではなく、基地の存在及び運用に伴う様々な障害に対する対策であるという重要性並びに当町の実情を十分考慮し採択されると共に、補助事業における事務の簡素化及び早期交付にも配慮願いたい。

4 新たな補助制度の創設について

基地の存在は、滑走路延長線上の土地利用の甚だしい障害となっているが、その補償は住宅防音の工事及び農耕阻害に対する損失補償に止まっている。平成14年には滑走路が改修され、基地に対して巨額な金額が投資された。町の中心部が、騒音被害や基地が所在することによる影響が甚大である当町に対し、今後この地域を整備するに当たり、これらの実情を考慮して応分の補助を措置されたい。また、補助事業で設置した建物の維持管理に対する補助等、新たな措置が取れる制度の創設を図られたい。

5 現行補助制度の拡充

地球環境に対する関心が高まる中、自然エネルギーの活用に関するメニューの一つとして、太陽光発電システム事業等が補助事業メニューとなっているが、事故・災害時の避難所となり得る施設については、燃料電池システム等、自然エネルギー以外の自家発電システムも補助対象に含めるよう、既存施設に対する補助制度の拡充を願いたい。

6 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

滑走路北端に位置する当町は、常駐機だけではなく飛来機による離陸、着陸、急上昇及び低空飛行等による騒音被害は甚大なものであり、

平成26年度においても環境基準を大幅に上回る状況である。

については、これら当町の実情を十分に考慮し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の積極的な増額を図られたい。

本交付金は、基地の所在が地域発展の阻害となっていることに対して交付されるものであるが、これらは現行法令で定める補助内容のみにより解消されるものではないため、より使途の範囲を拡大できるよう措置されたい。

また、年度事業の確実な執行のため、早期に交付されるよう要望する。

7 再編交付金について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」により交付される再編交付金は平成28年度までの時限立法によるものであるが、在日米軍再編に伴う影響を配慮し、期限の見直しをされたい。

また、米軍機受け入れの負担に係る交付金として、都道府県への交付金制度創設を新たに検討しているとの報道があったが、当該新制度創設により市町村への再編交付金が減額となることがないよう願いたい。

8 常駐機等の市街地上空における低空飛行及び旋回訓練の中止について

昨今のサムライサージ訓練に代表される、C-130の市街地上空における旋回及び低空飛行は騒音のみならず航空機事故の危険性を伴う。町民が多く在宅している夕方から夜間に掛けての訓練も多いため、町民の精神的負担は甚大である。また、他の基地から飛来するジェット戦闘機の騒音は凄まじく、100dBを超える爆音であるため、市街地上空におけるこれらの訓練の中止を米軍に申し入れされたい。

9 ヘリコプターの飛行訓練の中止について

平成15年9月にヘリパッドが南側に新設されたが、当町の市街地において低空での訓練が未だに実施されている。ヘリコプター騒音は継続時間が長く、時には80dBを超えるため、町民の被害は甚大である。

また、横田基地所属のヘリコプターが平成16年から9度に及ぶ

機体のトラブルが相次ぎ、町民はより一層不安を募らせているところであるので、市街地上空での訓練の中止を米軍に申し入れされたい。

10 情報提供について

平成26年は、C-130輸送機による部品紛失の頻発や、深夜における基地内放送システムの誤作動による騒音等、町民の不安が増大する事故等が相次いでいる。地域住民の安全や生活環境の確保には基地に関する様々な情報が必要不可欠であるため、事件・事故の規模及び基地外への影響の有無にかかわらず、一層の迅速かつ適時・的確な情報提供に努められたい。

11 CV-22オスプレイの配備について

本年5月12日及び15日に貴省及び外務省から、CV-22オスプレイを横田基地に配備する旨の米国政府からの通報内容等について説明があった。

安全保障に関することは、国の専管事項と認識しているが、町民はかねてから環境基準を上回る騒音に悩まされ、航空機事故に対する懸念など、日常生活を営む上で大きな不安を抱えている。更なる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うなど、町民の不安解消に努められるとともに、町民の安全と生活環境の向上のため、十分な措置を講じられたい。

12 JR八高線複線化事業について

東日本旅客鉄道株式会社では、JR八高線拝島駅・箱根ヶ崎駅間の複線化事業を進めていたが、現在は米軍用地取得事業が中断している状況である。JR八高線の複線化事業は、町民の悲願であり、町も全面的に協力しているところである。

そこで、東日本旅客鉄道株式会社の事業推進の際には、当該用地の確保に当たり特段の配慮を願いたい。

13 大規模災害への対応について

大規模災害時の幹線道路の寸断等を想定し、物資輸送、緊急時避難経路等として、北側部分に災害時用のゲート設置を図られたい。

貴職におかれましては、飛行直下に位置し、航空機騒音被害をより多く受けている当町の実情をご賢察の上、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

平成27年8月5日

東京都西多摩郡瑞穂町
瑞穂町長 石塚 幸右衛門

瑞穂町議会
議長 高水 永雄

瑞穂町議会基地対策特別委員会
委員長 石川 修